短期総合保険手続細則

平成13年４月１日　01-制度-00027

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沿革　平成13年９月21日　一部改正

　平成14年４月17日　一部改正

平成14年６月25日　一部改正

（略）

　　　附　則

　この細則は、平成13年４月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成13年10月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成14年４月17日から実施する。

　　附　則

　この改正は、平成14年７月１日から実施する。

（略）

別紙様式第２

短期総合保険に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書

独立行政法人日本貿易保険　御中　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

特約コード：　　　　　　　　　　　部門名：

 申請・届出者住所　： （〒　　　）

 　：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　：

　　　　　　　　　　　：

　　　　　　　　　　　：

　　　　　　　　　　　：

　　　　　　　　　　　：

 短期総合保険手続細則第１条、第３条及び第４条の規定に基づき、〔別紙〕のとおり、短期総合保険に係る海外商社の（登録・格付変更・支払限度額設定）を申請・届出します。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

 〔　注　意　事　項　〕

　短期総合保険においては、保険申込みの前に輸出契約等の相手方（以下「バイヤー」という。）が「海外商社名簿」に登録（以下「名簿登録」という。）されているだけでなく、短期総合保険の特約締結者（特約書により部門を特定して短期総合保険の申込みを行う場合は特約コード）ごとに当該バイヤーが登録（以下「短総登録」という。）されていることが必要です。

「短総登録」とは、バイヤーごとに、参照番号・コード・名称・住所・格付・信用危険保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）・子会社等の別を、特約締結者（特約コード）ごとに登録したものです。

　したがって、特約締結者は保険申込みの前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。また、「短総登録」されているバイヤーを格付変更したり、格付変更により支払限度額の設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50％とする場合を含む。）が必要となる場合又は海外支店等・子会社等登録（以下「子会社登録」という。）をする場合にも、この書類による申請・届出が必要です。ただし、「短総登録」されているバイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年4月1日01-制度-00065）第４条の規定に従って手続きを行って下さい。

１　この手類は、２通作成し次の時期に提出して下さい。

① 特約の更新時に、短総登録済のバイヤーについて、支払限度額を変更又は設定しようとする場合は、特約更新日の３月前まで。

② 特約期間の途中で、バイヤーを短総登録しようとする場合は、原則として、保険申込み予定日の１５日前まで。ただし、バイヤーが次のいずれかに該当する場合には、保険申込み予定日の３０日前まで。

イ 名簿登録されていない場合

ロ 格付の変更を要する場合

ハ 支払限度額の設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を５０％とする場合を除く。）を要する場合（④に該当する場合を除く。）

ニ 子会社登録を要する場合

③ 特約期間の途中で、短総登録済のバイヤーが次のいずれかに該当する場合は、原則として、保険申込み日の30日前まで。

イ 格付の変更が必要となった場合

ロ 子会社登録が必要となった場合

④ 貴社に係る短総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定（代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50％とする場合を含む。）する格付に変更された場合（たとえば、格付がＰＵからＥＦに変更された場合等）は遅滞なく。

２ この書類により申請・届出されたものについては、これを審査し登録・格付変更・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請・届出ごとに各バイヤーに係る参照番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。

３　この書類により申請・届出をしようとするときは、当該バイヤーが既に名簿登録あるいは短総登録されていないことを十分に確認してから申請・届出を行って下さい。

４　ＰＵの格付登録は、ＦＡＸで申請することも可能です。

５　ＦＡＸ申請先：日本貿易保険名古屋支店　052-951-5115

　　　　　　　　　日本貿易保険大阪支店　　06-6941-9653

　　　　　　　　　財団法人貿易保険機構　　03-3580-0292

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

 〔　記　入　要　領　〕

１　申請日、申請・届出者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印して下さい。

２　申請・届出区分〔Ａ・Ｂ〕の欄は、申請・届出するバイヤーを次の２つに区分して別々に作成し、（Ａ・Ｂ）のどちらかの記号に○印を付して下さい。

Ａ　＜支払限度額などの設定を必要とする場合＞

① 短総登録申請時の格付がＥＥ、ＥＡ、ＥＭ、ＥＦ、ＳＡの場合

② 短総登録を行おうとするバイヤーが名簿登録されていない場合であって、名簿登録後の当該バイヤーの格付が①に掲げるものとなることを予定している場合。

③ ①に掲げる格付への格付変更の申請をする場合

④ 貴社に係る短総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により①に掲げるものに変更（特約期間中のＥＭ又はＥＦからＥＥ又はＥＡへの格付変更を除く。）されたときの支払限度額設定申請の場合

Ｂ　＜支払限度額などの設定を必要としない場合＞

Ａに該当しない場合

（注）名簿登録がなされていないバイヤーを短総登録しようとする場合、既に名簿登録されているバイヤーについて短総登録と同時に格付変更しようとする場合又は既に短総登録がなされているバイヤーの格付変更をしようとする場合は、この書類に信用調査報告書等を添付して提出して下さい。

３　部門名の欄は、特約書により部門を特定して短期総合保険の申込みを行う場合、その部門名を記載して下さい。

４　参照番号は、短総登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、特約締結者（特約コード）ごとに通し番号を付与したものです。

　参照番号の欄には、この書類により行う申請・届出に係るバイヤーに付与されている参照番号を記入して下さい。なお、特約期間中にバイヤーの短総登録をしようとする場合など、参照番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。

５　バイヤーに係る箇所（国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所）は、国コード順にもれなく記載して下さい。

① 国コード及びバイヤーコード

　バイヤーが名簿登録されているか否か確認をし、既に登録されているときは、海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入して下さい。名簿登録が既になされているにもかかわらず、バイヤーコードが記載されていないと名簿登録がされていないバイヤーと誤って判断され、海外商社名簿に二重登録をしてしまう恐れがあります。なお、バイヤーが名簿登録されていない場合は、バイヤーコードの欄は空欄にして下さい。

② 格付

　既に名簿登録されているバイヤーについては、申請・届出時点の格付を記入して下さい。なお、名簿登録と短総登録（短総登録と同時に格付変更をしようとする場合を含む。）とを同時に行おうとするときは、記載する必要はありません。

６　輸出実績額の欄は、「貿易一般保険の運用等について」第41条第２項各号の規定に基づき、算出した輸出実績額を記載して下さい。

（注）・金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載して下さい。

・輸出実績額が外貨建ての場合には、原則として「経済産業省公報」又は「通商弘報」に公示されている「輸出、輸入及び貿易関係貿易外取引関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算寧について」（毎月25日発行）に定められた換算率により円建てに換算して下さい。

７　主な取引条件・平均ユーザンスの欄には、ＩＬＣ、Ｄ／Ｐ、Ｄ／Ａ等の決済条件の別及び「貿易一般保険の運用等について」第41条第２項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕（注）１．に定める方法により算出した平均ユーザンスを記載して下さい。

〔参考〕平均ユーザンスの算定式

〔（個々の輸出契約等に係る取引額×該当ユーザンス）の合計〕÷〔個々の輸出契約等に係る取引額の合計〕＝平均ユーザンス（30日単位で切り上げ）

　ただし、平均ユーザンスの算出の基礎となる「個々の輸出契約等に係る取引額」には、短期総合保険特約書附帯別表第３に該当する輸出契約等に係る取引の額は含まない。

８　正味ユーザンスの欄には、「貿易一般保険の運用等について」第41条第２項に定める（算式：暫定限度額の算定〕（注）２．に定める方法により算出した正味ユーザンスを記載して下さい。なお、特約の更新時においては、独立行政法人日本貿易保険が算出した正味ユーザンスを記入して下さい。

（注）特約締結時及び特約期間中において一のバイヤーに支払限度額を設定しようとするときは、輸出実績額、平均ユーザンス及び正味ユーザンスの確認のため、特約締結予定日（特約期間中にあってはこの書類の提出日）の17月前から１年間の当該支払限度額を設定しようとするバイヤーとの取引に係る決済状況の記録の提出が必要となります。ただし、当該決済状況の記録を提出しないときは、輸出実績額は無いものとみなします。

９　設定希望支払限度額の欄は、バイヤーがＥＥ、ＥＡ及びＳＡに格付されている場合並びにＥＭ及びＥＦに格付されている場合であって「貿易一般保険の運用等について」第41条第２項各号に定める輸出実績額がある場合（ただし、当該輸出実績額が、特約書附帯別表第１第２号において定める金額未満の場合は除く。）は、必ず記載して下さい。また、バイヤーの格付変更を行おうとする場合は、「貿易一般保険の運用等について」第41条を参照のうえ、適宜、記載して下さい。（金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。）

10　信用調査報告手等の欄は、次に該当する場合に「有」と記載して下さい。

① 名簿登録がなされていないバイヤーを、与信管理区分Ｐ以外の区分において格付けして短総登録するときで、「海外商社名簿について」（平成13年4月1日01-制度-00063）第８条、第９条及び第１０条に掲げる書類を添付して提出する場合

② 名簿登録がなされていない／バイヤーを、与信管理区分Ｐにおいて格付けして短総登録するときで、バイヤーの正しい名称・住所が確認できる書類（レターヘッドを有する当該バイヤーからの書簡の写し、ＩＬＣの写し又は輸出契約書の写しなど）を添付して提出する場合

③ 短総登録済のバイヤーの格付を変更しようとする場合又は名簿登録がなされているバイヤーの格付を短総登録と同時に変更しようとするときで、格付の変更理由書、信用調査報告書及び必要に応じて決済状況の記録を添付して提出する場合

11　子会社等の別の欄には、バイヤーが、短期総合保険特約書第３条第５項の規定により借用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載するとともに「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年4月1日01-制度-00065）第５条第１項各号に掲げる書類を添付して提出して下さい。

① 本支店関係にあるもの

② 出資比率が50％を超えているもの

③ 役員等の派遣があるもの

④ その他日本貿易保険が特に認めるもの

12　この書類はＡ４規格とし、ワードプロセッサー等により作成して下さい。

〔別　紙〕 　　　頁

申請・届出区分〔Ａ・Ｂ〕 〔特約コード：　　　　　　　　　　部門名：　　　　　　　　〕

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 参 | 国 | バイヤー | 格付 | 社名又は | 住　　　所 | 輸出 | 主な取引 | 正味 | 設定希望 | 信用 | 子会 |  |
| 照 | コード | コード |  | 名　　称 |  | 実績額 | 条件・平均 |  | 支払限度額 | 調査 | 社等 |  |
| 番 |  |  |  |  |  | （千円） | ユーザンス | ユーザンス | （千円） | 報告 | の別 |  |
| 号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 書等 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |